

一般電気事業供給約款料金算定規則における事業者
設定基準および燃料費調整制度に係る事項の届出書

東北電営料第 26 号

平成 25 年 2 月 14 日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東 北 電 力 株 式 会 社

取締役社長 海 輪 誠

別表に掲げる一般電気事業供給約款料金算定規則の規定により別紙のとおり
事業者設定基準および燃料費調整制度に係る事項を定めたので届け出ます。

(別 表)

一 般 電 気 事 業 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則	
第 6 条 第 5 項	第 6 条 第 2 項 に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第 6 条 第 4 項 第 5 号 に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 8 条 第 3 項	送電・高圧配電関連固定費又は送電・高圧配電関連可変費への配分基準
	送電・高圧配電非関連固定費又は送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
第 9 条 第 2 項	第 9 条 第 1 項 第 6 号 に規定する値に代わるものとして設定した値
第 9 条 の 2 第 2 項	第 9 条 第 1 項 第 5 号 に規定する値に代わるものとして設定した値
第 1 2 条 第 2 項	託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算収益の送電・高圧配電関連固定費、送電・高圧配電関連可変費及び需要家費への配分基準
第 1 2 条 の 2 第 2 項	託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送電・高圧配電非関連固定費及び送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
第 1 9 条 第 3 項	低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準
第 2 1 条 第 2 項	燃料費調整制度における換算係数
第 2 1 条 第 4 項	燃料費調整制度における基準調整単価

以 上

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

		配 分 基 準
賃借料	借地借家料	各部門業務用賃借建物床面積比 (活動帰属基準)
固定資産税		各部門業務用社有建物床面積比 (活動帰属基準)
減価償却費		各部門業務用社有建物床面積比 (活動帰属基準)
固定資産除却費		各部門業務用社有建物床面積比 (活動帰属基準)
電気事業報酬	特定固定資産のうち 業務設備に係る電気 事業報酬	各部門業務用建物床面積比 (配賦基準)

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

(別 紙)

第6条第4項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

	配 分 基 準
固定資産税	業務用社有建物床面積比（活動帰属基準）
減価償却費	業務用社有建物床面積比（活動帰属基準）
固定資産除却費	業務用社有建物床面積比（活動帰属基準）
電気事業報酬	業務用建物床面積比（配賦基準）

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

(別 紙)

送電・高圧配電関連固定費又は送電・高圧配電関連可変費への配分基準

[第8条第3項関係]

	配 分 基 準
給料手当	全額を送電・高圧配電関連固定費に配分する。
給料手当振替額（貸方）	全額を送電・高圧配電関連固定費に配分する。
雑給	全額を送電・高圧配電関連固定費に配分する。
消耗品費	水力発電費のうちのアンシラリーサービス費及び火力発電費のうちのアンシラリーサービス費にあつては、全額を送電・高圧配電関連固定費に配分する。総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、高圧配電費及びネットワーク給電費にあつては、送電・高圧配電関連固定費と送電・高圧配電関連可変費の比が一對一になるように配分する。
修繕費	全額を送電・高圧配電関連固定費に配分する。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分する。
事業者間精算費	全額を送電・高圧配電関連可変費に配分する。
委託費	全額を送電・高圧配電関連固定費に配分する。
養成費	全額を送電・高圧配電関連固定費に配分する。
諸費	全額を送電・高圧配電関連固定費に配分する。
地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分する。
他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分する。
建設分担関連費振替額（貸方）	全額を送電・高圧配電関連固定費に配分する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	全額を送電・高圧配電関連固定費に配分する。
地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分する。
他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分する。

(別 紙)

送電・高圧配電非関連固定費又は送電・高圧配電非関連可変費への配分基準

[第8条第3項関係]

	配 分 基 準
給料手当（環境対策費を除く。）	全額を送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
給料手当振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	全額を送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
雑給（環境対策費を除く。）	全額を送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
消耗品費（環境対策費を除く。）	水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費にあつては、アンシラリーサービス費を含む送電・高圧配電関連固定費及び送電・高圧配電非関連固定費の合計と送電・高圧配電関連可変費及び送電・高圧配電非関連可変費の合計の比が一對一となるように配分する。 火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費にあつては、アンシラリーサービス費を含む送電・高圧配電関連費及び環境対策費を含む送電・高圧配電非関連費の合計のうち、固定費と可変費の比が一對一となるように配分する。 総原子力発電費，総新エネルギー等発電費，低圧配電費及び非ネットワーク給電費にあつては、送電・高圧配電非関連固定費と送電・高圧配電非関連可変費の比が一對一となるように配分する。
修繕費（環境対策費を除く。）	全額を送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分する。
委託費（環境対策費を除く。）	全額を送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
養成費（環境対策費を除く。）	全額を送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
諸費（環境対策費を除く。）	全額を送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
地帯間購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分する。
地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分する。
他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分する。
他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分する。

	配 分 基 準
建設分担関連費振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	全額を送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	全額を送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
地帯間販売電源料（過去の使用済燃料に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分する。
地帯間販売送電料（電源線に係る収益に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分する。
他社販売電源料（過去の使用済燃料に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分する。
他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分する。

第9条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値

[第9条第2項関係]

1. 設定した値

第10条第1項第1号ホに掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分については、第9条第2項の規定により、同条第6項第1号の割合を、需要の規模、設備等に応じた費用の発生の変異等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、引込線・計器・電流制限器に係る費用及び屋内配線の調査・測定に係る費用については、各設備に対応する電圧区分に応じて、三需要種別に整理するものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家費のうち需要家設備関連費用については、三需要種別における需要の規模、設備等に応じて費用の発生に差異がみられることから、第9条第6項第1号の割合を、これらの差異を反映した値により算定することが、より合理的な費用の配分となると判断されるため、上記基準を設定することとした。

第9条第1項第5号に規定する値に代わるものとして設定した値

[第9条の2第2項関係]

1. 設定した値

第10条第1項第2号ハに掲げる水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び総新エネルギー等発電費ごとの送電・高圧配電非関連可変費の合計額を配分するにあたっては、第9条の2第2項の規定により、同条第4項第4号の割合を、それぞれ、発受電量のうちの水力発受電量、火力発受電量、原子力発受電量、新エネルギー等発受電量により算定する。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

送電・高圧配電非関連可変費の配分にあたり、第9条第1項第5号に定める割合に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な値として、〔1. 設定した値〕に掲げる値を設定することとした。

(別 紙)

託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算収益の送電・
高圧配電関連固定費，送電・高圧配電関連可変費及び需要家費への配分
基準

[第 1 2 条第 2 項関係]

	配 分 基 準
託送収益（電源線に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分する。
事業者間精算収益	全額を送電・高圧配電関連可変費に配分する。

(別 紙)

託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送電・高圧配電非関連固定費及び
送電・高圧配電非関連可変費への配分基準

[第 1 2 条の 2 第 2 項関係]

	配 分 基 準
託送収益（電源線に係る収益に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分する。

低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準

[第 19 条第 3 項関係]

第 19 条第 2 項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

1. 契約種別

契約種別は、低圧需要について電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等の差異を反映させ、以下のとおり設定する。

需 要 種 別	契 約 種 別
低圧需要	定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力， 臨時電力，農事用電力

2. 料金制

料金制については、最低料金制または基本料金と電力量料金とを組み合わせた二部料金制を基本とする。また、需要電力が極めて小規模な需要は定額料金制を適用する。

特に、電灯需要の電力量料金は、原則として使用電力量を 3 段階に区分し、それぞれ異なる料金率を適用する 3 段階料金制とする。

3. 料金率

料金率は、低圧需要の原価に準拠し、契約種別ごとの電力使用原単位、季節間格差、年間の使用時期、使用頻度などの電気使用形態や計量方法等供給原価を構成する要素を勘案して、これまでの料金制度の変遷、沿革、供給原価構造の変化、料金改定の主旨等を踏まえながら、各契約種別ごとの原価、料金負担が公平になるよう定めるものとする。

(1) 基本料金率

基本料金率は、原則として 1 月を単位とし、需要の使用する負荷設備、最大電流等を基準に定めるものとする。

なお、電力需要の基本料金率は、需要の力率差による供給原価の適切な負担を適宜反映するものとする。

（２）電力量料金率

イ．電灯需要

電灯需要の電力量料金率は、原則として、供給区域内の平均的使用量等を勘案し、使用電力量を３段階に区分し次により定める。

（イ）第１段階の使用電力量の料金率については、（ロ）の料金率より低廉なものとする。

（ロ）第２段階の使用電力量の料金率については、おおむね平均費用に基づくものとする。

（ハ）第３段階の使用電力量の料金率については、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。

（ニ）第１段階と第２段階の使用電力量の区分は１需要家１月につき１２０キロワット時とし、第２段階と第３段階の使用電力量の区分は、１需要家１月につき３００キロワット時とする。

ロ．電力需要

需要電力のピークが夏季にあることから、電力需要の電力量料金率は、夏季とその他季の原価の季節間格差を勘案して、夏季とその他季をそれぞれ定めるものとする。

(別 紙)

燃料費調整制度における換算係数

[第 2 1 条第 2 項関係]

石 油	0.1152
液 化 天 然 ガ ス	0.2714
石 炭	0.7386

(別 紙)

燃料費調整制度における基準調整単価

[第 2 1 条第 4 項関係]

区 分	単 位	基準調整単価 円 銭 厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
20 W まで	1 灯	1.639
40 W まで	〃	3.279
60 W まで	〃	4.918
100 W まで	〃	8.197
100 W 超過 100 W までごとに	〃	8.197
小型機器		
50 V A までの機器	1 機器	2.449
100 V A までの機器	〃	4.897
100 V A 超過 100 V A までごとに	〃	4.897
ロ. 臨時電灯 A		
50 V A まで 1 日につき	1 契約	0.066
100 V A まで 1 日につき	〃	0.132
100 V A 超過 500 V A までの 100 V A まで ごとに 1 日につき	〃	0.132
500 V A 超過 1 k V A まで 1 日につき	〃	1.321
1 k V A 超過 3 k V A までの 1 k V A まで ごとに 1 日につき	〃	1.321
ハ. 臨時電力 1 日につき	1 k W	1.388
ニ. 農事用電力 B (育苗温床用電力) 1 日につき	1 k W	2.499
ホ. 農事用電力 (脱穀調整用電力) [附 則] 1 日につき		
0.5 k W	1 契約	0.348
1 k W	〃	0.694
2 k W	〃	1.388
3 k W	〃	2.082
3 k W 超過 1 k W 増すごとに	〃	0.694
(2) 従量制供給	1 k W h	0.211